時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百三十三號　火曜日
明治廿四年二月十七日
舊暦辛卯正月九日（甲、戌）
日出午前六時二十八分　日入午後五時三十三分
月出午前十一時三十七分　月入午前十一時二十七分
滿潮午前十一時二十三分　午後十一時五十二分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

半夜殘夢を悔ゆ

國會の議事は開會以來日に增し喧々擾々として動もすれば政府に對するに圓滑を欠き向後議事の模樣によりては歷史に如何なる痕跡を留めんも知る可らずして政府の當局者に於ても苦心容易ならざるものあるが如し如何なれば國會は斯までに紛雜を極めて初期早々目出たからざる事相を呈するものなるや之を議員及び黨派の事情に照し又議會と政府との行懸り等に照して其次第を細々分析するときは夫れ〳〵相應の理由ありて人情の然らしむる所、形勢の止むを得ざる所ならんと雖も此等は都て局部の觀察にして大體より之を評すれば國會の議員中老練家に乏しきが故なりと云はざるを得ず例へば目下の問題たる豫算查定案の如きも今の政費の因緣由來を洞察し急に巨額の節減を加ふ可らずと寬假して今年は二三步に止め明年は又二三步に進め氣永に徐行を試むる猶ほ其上に一々費目を查定するの却て不得策なるを知らば政費の配合は政府の取計ひに一任して國會は唯その大體の步合を評決するのみ穩當にして西洋立憲國にも亦その例なきに非ざることなるに功を一擧に期して毫も讓らず自ら計るに切にして政府の之に應ぜざるを思はざるが如し醫道に喩へて申せば慢性病に頓挫法を行はんとするものにして庸醫の譏を免れず兵法に喩へて申せば我れを知りて彼を知らざるものにして猪武者の嘲りを辭し難し左ればとて國會が其勢力を振ふて政府を倒し取て代らんとの主意あるかと云ふに全く左樣の譯にも非ずして心中却て爲めに意外の邊より意外の更迭を睹するを惧るゝもあらん或は更迭の事に關せざるもあらん或は解散の公私に不利あるを氣遣ふもあらん大體の結局は決して悉く有望の成算あるに非ざるや明白なるに猶ほ前日の思想を脫せずして政府に抗するに侵すが如く侵さゝるが如く而して無益に雙方の事情を不味ならしめ益々平穩の望なきに至らしめたり之を如何んぞ老練と視做す可んや左れば我輩は彼の豫算查定案も討議日を重ねて其間幾回か議場に勝を制し今や殆んど回收す可らざる有樣なるにも拘はらず飽まで議員諸氏の靜思熟考あらんことを希望すると共に必竟如何なれば斯くまで國會に老練家の乏しきやを憾むの情なき能はず日本國中に此等議員の外また老練家なきやと云ふに必ずしも然らず明治政府に身を立てゝ功勞もあり經驗もあり國會の議員殊に初期國會の議員としては更に優等の人物なきに非ざるべしと雖も其人々は是より先き維新の元勳などゝ稱せられ伯子男等の人爵を拜して華族と云へる別天地に轉籍せしかば撰まれて人民の代議士となること能はず看す〳〵無經驗にして着實ならざる政治家の議員に當撰することゝなりしより議事は果して靜穩を失ひ國會は其榮譽を高くせずして政府は其應接に苦しむに至れり蓋し其近因は國會に老練家乏しきに在り而して其遠因は政府が封建の殘夢を夢み立憲政治の主義に反して古風の人爵を新たにしたるが故にあらずや始め爵號の沙汰によりて板垣退助氏の之を辭せんとするに當てや世間に種々の評談ありて斯も退ひ〳〵華族に轉ずるの有樣にては遂に衆議院に人を失ふの悔あるべしなど申せしが今や果して其世評に違はずして着實の議論は之を彌縫策と稱し輕擧を以て國會の本色なりとするの現象を見るに至りしぞ返す〳〵も遺憾なれ想ひ見る當局者が今後の處置に苦しみ內には朝野の安寧和熟を謀り外には列國に對するの榮譽尊信を希ひて憂心忡々一睡猶ほ穩かなる能はざるの情は實に今日より切なるは勿るべくして半夜夢醒むるの後、彼を思ひ此を思ひ近因より延いて遠因に及ぶときは恍乎として夫の封建の殘夢を悔ゆる所あるべし

果して右の想像に違ふことなくんば當局者は宜しく大に其心事を改め此回の國會に對しては結局多少の不體裁あるべきも其讓るべきは勉めて之を讓り成るべく平穩ならしむるの方針を取りて而して徐ろに政治の大主義を一新し殘夢を攪破して民間に眞正の友を求め永遠に良政の基礎を定めざる可らず要するに我輩は今の國會の議事及び政府が之に對するの處置としては彌縫策の稱を甘んじて飽までも着實穩當ならんことを欲し政略の大主義に付ては決して一時姑息の小計を許さゝる者なり

官報

○陸軍省令第一號

陸軍教導團生徒召募規則左ノ通改正ス

明治二十四年二月十六日

陸軍大臣伯爵大山巖

陸軍教導團生徒召募規則

第一條　陸軍教導團生徒ハ華士族平民中步兵、騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科ノ下士出身志願ノ者ニシテ年齡十八年以上二十五年迄ノ者ヲ召募シ身體檢査學科試驗ノ成績ニ依リ必要人員ヲ採用スルモノトス但年齡ヲ算スルハ其年十二月ヲ以テス

第二條　左ニ記スル者ハ志願者タルノ資格ヲ有セス但志願者入團願書差出ノ後本條ノ事故ヲ生セシ者アラハ島司郡市（東京京都大坂ノ三市ニ在テハ區長以下同シ）長ハ速ニ教導團ニ報告スヘシ

一　妻アル者

二　復權ヲ得サル家資分散者破產者及身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

三　禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及賭博犯ノ處分ヲ受ケタル者

四　前項ノ外平常行修マラス同鄉ニ於テ擯斥セラルヽ者

第三條　體格ハ砲兵、工兵科ハ身長五尺二寸以上步兵、騎兵、輜重兵科ハ五尺以上ニシテ體質強壯ナルヲ要ス

第四條　學科試驗科目左ノ如シ

其一　讀書　日本外史又ハ日本政記ノ類（通讀）

其二　作文　記事文（眞片假名）及通俗文

但作文ニテ作字ノ巧拙ヲ檢査ス

其三　數學　四則雜問、分數雜問、比例、開平、開立

試驗ニ一科每ニ若干ノ點數ヲ與ヘ其總點數ヲ比較シテ優劣ヲ定ム而シテ其一科ニ落第スル者ハ假令總點數ニ於テ優等ナリトモ採用セス

第五條　生徒志願者ハ第一號書式ノ願書ニ第二第三號書式ノ履歷書及戶籍謄本（各副書ヲ要セス）ヲ添ヘ島司郡市長ノ奧書ヲ經テ本籍府縣廳（寄留者ハ其地ノ府縣廳）長官ヘ差出シ該長官ハ之ニ奧書シテ且ツ各人ノ里程調書（其順路ニ基キ汽車舟車陸路ノ區別ヲナシ若シ二道アルモノハ其二道トモ取調ヲ要ス）ヲ調製シテ四月盡日迄ニ教導團長ニ送附スヘシ而シテ此書類ニハ父兄親族等必ス一家ノ戶主ニシテ身元慥ナル者二名ヲ以テ身元保證人トナシ書式ノ如ク連署スヘシ

第六條　教導團長ハ前條ノ願書ニ據リ各大隊區ニ區別シタル志願者連名簿ヲ調製シテ之ヲ當該大隊區司令官ニ送附スヘシ

第七條　志願者ノ身體檢査學科試驗ハ當該大隊區ノ司令官其司令部所在地ニ於テ之ヲ行フ（身體檢査ハ徵兵檢査ト同シク巡迴ノトキ之ヲ行フモ妨ケナシ）而シテ身體檢査ハ徵兵醫官之ニ從事シ大隊區司令官ハ身體檢査合格ノ者ニ就テ學科試驗ヲ爲スモノトス但受驗ノ爲メ往復旅費及滯在費ハ志願者ノ自辨タルヘシ

第八條　大隊區司令官ハ教導團長ヨリ送附スル所ノ志願者連名簿ニ據リ檢査及試驗ノ時日ヲ定メ之ヲ嶋司郡市長ニ通知シ嶋司郡市長ハ之ヲ本人ニ通達スヘシ但其試驗時日ハ教導團ヘモ通報スヘシ

第九條　試驗ノ問題ハ教導團長ニ於テ調製シ密封シテ之ヲ大隊區司令官ニ送附スヘシ

第十條　大隊區司令官ハ試驗ヲ終レハ問題ノ答解ヲ八月盡日迄ニ教導團ニ送附スヘシ

第十一條　教導團長ハ大隊區司令官ヨリ送附スル所ノ試驗答解ヲ審査シ其優劣ニ因リ採用スヘキ者ヲ決定シ大隊區司令官及嶋司郡市長ヲ經テ之ニ入團ヲ命ス但其採用セサル者ハ當該大隊區司令官ヨリ嶋司郡市長ヲ經テ之ヲ本人ニ通達スヘシ

第十二條　生徒入團ノ上ハ教導團條例第十五條ニ據リ誓約ヲ爲サシムルコト左ノ如シ

誓文

今般陸軍出身志願ニ付教導團生徒專願候處御許容相成候ニ付テハ今般規則嚴重ニ相守誓テ陸軍ニ從事可仕且御定規ノ服役年間ハ假病ト雖トモ醫官ノ診斷ニ依ラスシテ免役ヲ請願致候等ノ儀毛頭間敷候依テ誓文如件

年　月　日　姓　名　印

第十三條　志願者ハ必ス檢査時日ニ後レサル樣指示スル地ノ大隊區司令部ニ屆出指揮ヲ受クヘシ檢査及試驗時日ニ際シ志願者中疾病又ハ事故ニ依リ當日出塲ヲ缺ク者アルモ之カ爲メ時日ヲ遷延スルコトナシ然モ開塲中疾病快復シ又ハ事故止ムトキハ受驗スルコトヲ得

第十四條　受驗者出塲スルトキハ筆墨硯及小刀ノ外總テ書籍草按等ヲ持スルヲ許サス

第十五條　志願者ニシテ試驗ヲ受ケタル後チ其任地ヲ轉スルトキハ速ニ大隊區司令部ヲ經テ教導團ニ屆出且ツ之ト同時ニ新任地ノ大隊區司令部ヘモ其旨ヲ屆出ヘシ

第十六條　已ムヲ得サル事故ヲ生シ志願取消ノ儀ヲ願出ントスル者アルトキハ其願書ヲ直ニ教導團ヘ差出シ且ツ之ト同時ニ地方廳及當該大隊區司令部ヘモ其旨ヲ屆出ヘシ

第十七條　出團ヲ命セラレタル者居任出發前ニ於テ病氣其他ノ事故ヲ以テ延期ヲ願出ントスルモノハ限期日ヨリ何日間猶豫ノ旨（病氣ハ醫師ノ診斷書其他ハ市町村長ノ證明書ヲ付添スヘシ）ヲ記載シタル願書ヲ速ニ當該大隊區司令部ヲ經テ教導團ニ差出シ又出團ノ途中病氣其他止ムヲ得サル事故アリテ定期日限ニ到着シ難キ者ハ郵便若クハ電報ヲ以テ教導團ニ屆出テ追キ病氣ハ醫師ノ診斷書其他ハ其地ノ市町村長若クハ船長等ノ證明書ヲ以テ到着ノ上直ニ屆出ヘシ但夫レカ爲メ多數日子ヲ費シ入團結了ニ著キ遲滯ヲ來ス者ハ除名スヘシ

第十八條　出團ヲ命シタル者ニハ居住地（受驗當時ノ住所ヲ云故ニ寄留者ハ其寄留地ヨリノ計算ニ因ル）ヨリ教導團迄其里程ニ應シ舟車馬料及日當ヲ給ス其支給方ハ教導團ヨリ大隊區司令部ニ送附スルヲ以テ就テ受領スヘシ但自己ノ便宜ヲ以テ出團期日前早著シ滯在スル者ニハ日當ヲ增給スルノ限リニアラス

第十九條　出團ノ達ヲ受ケタル者擅リニ出發ヲ遷延シ又ハ無屆ニテ到着セス或ハ自己ノ不注意ヨリシテ期日ニ後レタル者ハ採用セサルノミナラス既ニ支給セシ出團旅費ヲ返納セシム

第二十條　採用スヘキモノ出團ノ上ハ再ヒ身體ノ檢査ヲ行ヒ入團セシムルモノトス而シテ此檢査ニ因リ不合格トナリタル者ハ歸鄉セシメ其旨ヲ教導團ヨリ當該大隊區司令部ニ通報ス若シ自己ノ不攝生等ヨリ發病スルモノト認ムルトキハ歸鄉旅費ヲ給セサルノミナラス出團ノ旅費ヲ返納セシムルモノトス

第二十一條　教導團ヨリ連名簿ヲ大隊區司令部ヘ送付シタル後尚本志願者アリテ願書等ヲ府縣廳ヘ差出シタルトキハ府縣廳ヨリ其書類ヲ教導團ニ送附スルト同時ニ其ノ志願者ノ住所姓名族籍職業等（第一年齡及ヒ希望兵科ヲ詳記シ之ヲ當該大隊區司令部ニ通知シ他志願者ト同時ニ受驗セシムルコトヲ得但本文願書ハ第八條ノ試驗時日ヨリ十分餘日アルモノト認ムルモノニ非サレハ之ヲ取扱ハサルモノトス

附則

第二十二條　市制……務ハ區長ニ於テ……

第二十三條　沖繩縣……ルモノハ當分ノ內……

雜報

○司法省告示……
長崎地方裁判所……開廷セス
明治廿四年二月十六日

○敍任辭令

○汽船會社の……

○京都商業會……

○民事九百餘……

東京控訴院……